

児童健全育成対策関係・平成28年度補正予算(案)及び平成29年度概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室

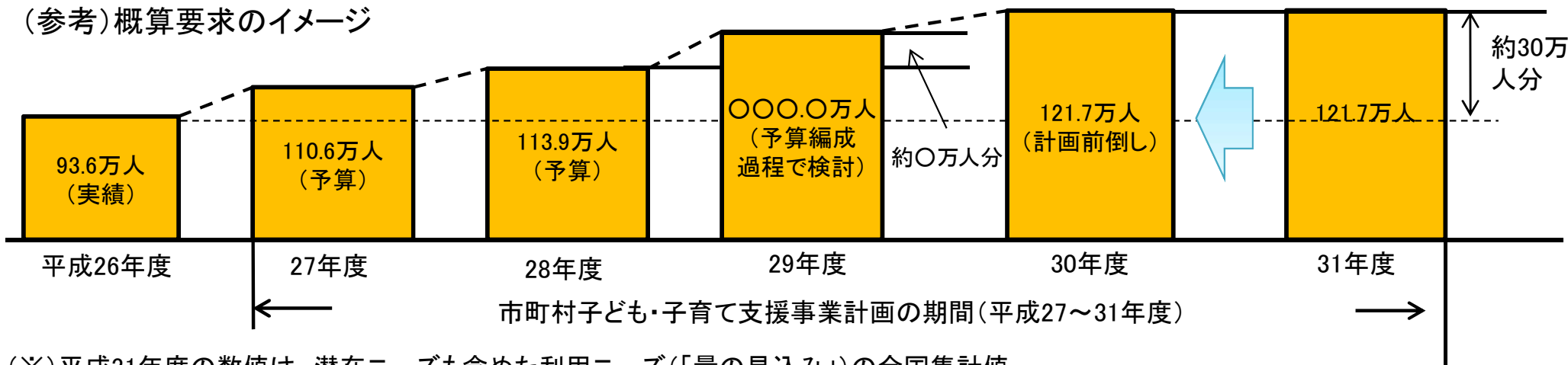
I 放課後児童対策について

○ 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)に掲げる平成31年度末までに約122万人分の受け皿を確保するという整備目標の平成30年度末までの達成を目指し(計画の前倒し)、放課後児童クラブの整備などによる受入児童数の拡大を図るとともに、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

○ 平成29年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用については予算編成過程で検討(※)。

※ 概算要求段階では、平成28年度予算額+事項要求として内閣府において要求。

(参考)概算要求のイメージ



(※)平成31年度の数値は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

(注)金額は平成29年度概算要求額(()内は28年度予算額)

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):
982億円の内数+事項要求(982億円の内数)

1. 運営費等 446. 0億円+事項要求(※)(446. 0億円)

※平成29年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用については予算編成過程で検討。

【参考】平成28年度予算における内容

(1) 量的拡充(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

① 放課後子ども環境整備事業の充実

ア 放課後児童クラブ設置促進事業の充実

(ア)事業内容

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の国庫補助基準額の引上げを行う。

(イ)補助基準額:12, 000千円

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進

(ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

(イ)補助基準(加算)額:1, 000千円

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進

(ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

(イ)補助基準額:5, 000千円

② 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

(イ)補助基準額:3, 052千円

イ 移転関連費用補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

(イ)補助基準額:2, 500千円

ウ 土地借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

(イ)補助基準額:6, 100千円

(ウ)補助対象:施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人以外の民間団体等

③ 放課後児童クラブ送迎支援事業

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額:454千円

(2) 質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

(ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等に主担当として従事する者を配置する場合に、非常勤職員1名分の賃金改善経費の上乗せ

(ii) または、(i)に加え、地域との連携、協力等に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善経費を含む当該常勤職員を配置するための経費の上乗せを行うために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額: (i) 1, 581千円 (ii) 2, 932千円

② 障害児受入強化推進事業

(ア) 事業内容

放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額: 1, 748千円

③ 小規模放課後児童クラブ支援事業

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額: 544千円

2. 整備費 128.8億円(128.8億円)(※)

子ども・子育て支援整備交付金(内閣府所管)

※ 平成29年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用については、予算編成過程で検討することとなり、当該経費については、社会保障の充実における「量的拡充」に関連しているため、概算要求段階においては前年度予算額と同額を要求している。

【参考】平成28年度予算における内容

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

①実施主体：市町村

②補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

③補助基準額：

ア 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 49,928千円

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

イ 上記以外の場合：24,964千円

ウ 土地借料加算：6,100千円

④補助率：

〔 国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3
国：2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3 〕

注：放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施

〔 国：2／3、都道府県1／6、市町村1／6
国：1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4 〕

3. その他(放課後児童支援員等研修関係)

(1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業

① 放課後児童支援員認定資格研修事業【継続・拡充】

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修)16.3億円の内数(15.8億円の内数)

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。

(イ) 実施主体: 都道府県(一部委託可)

(ウ) 補助基準額(予定): 厚生労働大臣が認める額(1回当たり985千円を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)

(エ) 補助率: 国1/2、都道府県1/2

(オ) その他: 放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

② 放課後児童支援員等資質向上研修事業【継続】

(ア) 事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理ー放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめー」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体: 都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)(委託可)

(ウ) 補助基準額(予定): 厚生労働大臣が認める額(1か所当たり1,994千円を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)

(エ) 補助率: 国1/2、都道府県・市町村1/2

(オ) その他: 放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

(2) 指導者養成等研修事業

○都道府県認定資格研修講師養成研修【継続】

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(指導者養成研修)1.3億円の内数(1.3億円の内数)

(ア) 事業内容

都道府県知事が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

(イ) 実施主体: 国(民間団体に委託して実施)

4. その他 0.6億円(平成28年度補正予算(案))

児童健全育成対策費補助金

(1) 放課後児童クラブにおけるICT化の推進【新規】

(ア) 事業内容

放課後児童クラブにおいて、子ども一人ひとりにICカードを持たせて、放課後児童クラブの出入口にカードリーダーを設置し、出退管理、保護者へのメール送信を行うとともに、子どもに関する日々の記録作成等にIT機器を活用するモデル事業(全国で30か所)を実施する。

(イ) 実施主体: 市町村(委託等可)

(ウ) 補助基準額(案): 2,000千円

(エ) 補助率: 国10/10(定額10/10相当)



II 児童館・児童センターの整備及び質の向上について

- 児童館・児童センターの整備を図るとともに、児童館に従事する児童厚生員等の研修の実施等により、質の向上を図る。

1. 児童館・児童センターの整備

次世代育成支援対策施設整備交付金59.6億円【うち推進枠11.9億円】の内数(56.6億円の内数)

児童の健全な遊びを確保し、健康の増進や情操を高めるため、地域における児童の健全育成の拠点である児童館・児童センターの整備に必要な費用の一部を支援する。

2. 児童館職員に対する研修等

(1) 児童館長資質向上研修【継続】

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(指導者養成研修)1.3億円の内数(1.3億円の内数)

①事業内容

地域における子どもの安全・安心な居場所や環境を整備するため、児童館長に対し、資質の向上を図るための研修を実施する。

②実施主体:国(民間団体に委託して実施)

(2) 児童厚生員等研修事業【継続】

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修)16.3億円の内数(15.8億円の内数)

①事業内容

全国の放課後児童クラブの実施場所の一つである児童館は、総合的な放課後対策として児童の健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村がその児童館に従事する児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

②実施主体:都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)

③補助基準額(予定):厚生労働大臣が認める額(1か所当たり579千円を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)

④補助率:国1/2、都道府県・市町村1/2

(3) 児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及に関する研究【継続】

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(子ども・子育て支援推進委託調査研究)1.0億円の内数(1.0億円の内数)

①事業内容

モデル児童館において、発達障害などの子どもの特性を踏まえた取り組みを推進するプログラムを実施し、全国的普及を図るとともに、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割について検証・検討を行うための調査研究を実施する【別添参照】

②実施主体：国(民間団体に委託して実施)

1. 調査主旨

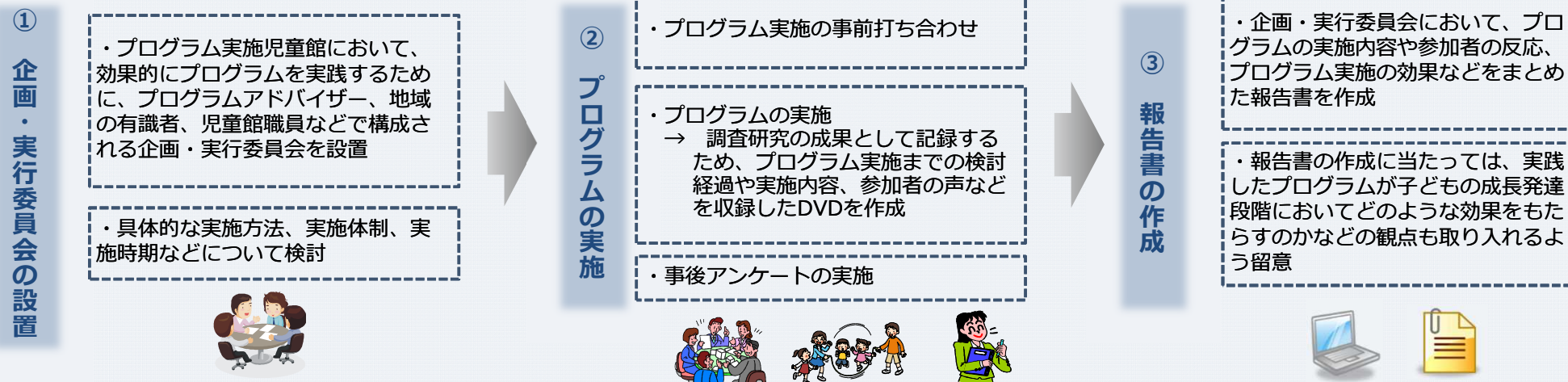
平成27年度に社会保障審議会児童部会の下に設置した「遊びのプログラム等に関する専門委員会（以下、「専門委員会」という。）」において、時代の要請に対応した新たなプログラムの開発などを検討することとしているが、特に、発達障害など配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた取組を推進するプログラムなどの全国的な普及啓発を図るため、専門委員会において、こうしたプログラムを積極的に実践している、または実践しようとしている児童館を選定し、実施状況を検証する。

当該経費は、選定された児童館がプログラムを実践することにより、当該プログラムが子どもの成長発達段階において、どのような効果をもたらすのかなどを分析し、ひいては、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割についての検証、検討に資するための調査研究を実施する。

2. 実施内容

- 専門委員会において、**プログラムを実践する児童館（以下、「プログラム実施児童館」という。）を20か所選定（指定）**
→ プログラム実施児童館の選定（指定）に当たっては、地域バランス等を考慮

プログラム実施児童館における取組内容



3. 要求内容

- 平成29年度要求案 40,000千円（1か所あたり2,000千円 × 20か所）（28年度 37,340千円・1,867千円×20か所）